

# 安来市経済活性化事業支援プログラム ～ やすぎ夢追人支援事業～ 運 用

産業サポートネットやすぎ

この運用は産業サポートネットやすぎ（以下「SSY」という）が実施する安来市経済活性化事業支援プログラム（以下「プログラム」という）について、要綱に規定するもののほか、必要な事項を定める。

（第3条関係）

第1条 プログラムの実施期間については、以下のとおりとする。

- 1 対象となる事業は、当該年の4月1日から翌年の2月28日の間に実施される事業を原則とする。ただし、特に有効と認められる事業についてはこの限りではない。
- 2 申請期間は下記のとおりとする。  
（1）第1回：当該年の4月1日から同年10月31日

（第6条関係）

第2条 支援の対象となる事業経費については、事業の目的達成のために最低限必要なものとし、SSYにおいて事業内容を精査して適当と認められる経費に限る。

- 2 事業経費における設備経費（器具費、工事費など）は、原則支援対象経費としない。ただし、事業経費全体に占める設備経費の占める割合が1/2以内で、SSYにおいて事業実施により著しい効果が見込まれると認められる場合は、設備経費の一部を対象経費とすることができる。
- 3 前項により設備経費の一部を対象経費とする場合、当該設備経費、又は複数の該当経費が含まれる場合には合計額の1/2を上限として対象経費に算入することができる。
- 4 前項における対象経費への算入は40万円を上限とする。

附則

この運用は、平成19年4月23日から施行する。

この運用は、平成20年4月1日から施行する。

この運用は、平成23年4月1日から施行する。